

建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による  
許可に関する一括同意基準

いわき市建築審査会  
平成 18 年 1 月 25 日

1 趣旨

基準第 2 に適合するものは、建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、市長が通行上支障がないと認め、いわき市建築審査会の同意を得たものとして、許可することができるものとする。

2 基準

(1) 適用の範囲

国、地方公共団体、路線バス事業者及び道路管理者が設置する次のいずれかの用途に供する公益上必要な建築物で、道路管理者等との協議が整っているものであること。

- ア 公衆便所、巡査派出所、公共自転車駐輪場及び車椅子使用者用駐車場の上屋
- イ バスの待合所、バス停留所及びタクシー乗り場の上屋
- ウ 有料道路の料金徴収所及び道路の管理施設（道路管理用資材置場、道路管理用自動車車庫、機械・電気室、管理事務所及びこれらの施設を使用する作業員の待機所）

(2) 構造

主要構造部は、不燃材料等で造ること。

(3) 設置場所は次のいずれかに該当すること。

- ア 道路法に規定されている歩道等で交通安全上支障のない部分
- イ 駅前広場の歩道、島式乗降場等の車路と区別された部分
- ウ 自動車専用道路の通常一般の通行に供されている本線以外の部分

3 建築審査会への報告

市長は、この基準により許可した年度毎の件数について、次年度に審査会委員に報告するものとする。

なお、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。